第三十七条の二第一項	施行地区内の土地に権原に基づき	権原に基づき施行地区内の
第三十七条の二第一項及び第二項	建築物	建築物（施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）
［略］		

（公告の方法等）

第三十九条　法第七条の五第二項、法第七条の十五第一項（法第七条の二十第二項において準用する場合を含む。）、法第七条の十六第二項及び法第七条の十七第八項、法第十九条第一項（法第三十八条第二項並びに法第五十八条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（法第三十八条第二項において準用する場合を含む。）、法第四十五条第六項、法第五十条の八第一項（法第五十条の九第二項、法第五十条の十第二項及び法第五十条の十一第二項において準用する場合を含む。）、法第五十六条第一項（法第五十四条第一項（法第五十六条の二第二項において準用する場合を含む。）、法第六十六条第五項、法第七十条の二第五項若しくは第六項、法第八十六条第一項（法第百十八条の十において準用する場合を含む。）、法第百条第一項（法第百十八条の三十第二項において準用する場合を含む。）、法第百十三条（法第百十八条の三十第二項において準用する場合を含む。）、法第百十七条第一項若しくは第二項（これらの規定を法第百十八条の二十第一項、法第百二十四条の二第三項又は法第百二十五条の二第五項の公告は、官報、公報その他所定の手段により行わなければならない。

2～4　［略］

5　都道府県知事、市長、施行者又は事業代行者は、法第七条の五第二項、法第七条の十七第八項、法第五十条の十二第二項において準用する法第五十条の八第一項、法第六十六条第五項、法第七十条の二第五項若しくは第六項、法第百条第一項若しくは第二項、法第百十三条（法第百十八条の三十第二項において準用する場合を含む。）、法第百十七条第一項若しくは第二項（これらの規定を法第百十八条の二十第一項、法第百二十四条の二第三項又は法第百二十五条の二第五項の公告は、官報、公報その他所定の手段により行わなければならない。

様式第五の二（第二十四条の二関係）

個別利用区内の宅地への権利変換の申出書

年　月　日

殿

個別利用区内の宅地への権利変換の申出をしようとする者	住所	
	氏名	印

都市再開発法第70条の2第1項の規定に基づき、同条第2項第2号（イ・ロ・ハ・ニ）に該当する下記の建築物を（存置・移転）するため、下記の（宅地・借地権）についての権利変換計画において個別利用区内の宅地又はその借地権を与えられるよう定めるべき旨の申出をします。

［欄を加える。］

［欄を加える。］

［同上］

（公告の方法等）

第三十九条　法第七条の五第二項、法第七条の十五第一項（法第七条の二十第二項において準用する場合を含む。）、法第七条の十六第二項及び法第七条の十七第八項、法第十九条第一項（法第三十八条第二項並びに法第五十八条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（法第三十八条第二項において準用する場合を含む。）、法第四十五条第六項、法第五十条の八第一項（法第五十条の九第二項、法第五十条の十第二項及び法第五十条の十一第二項において準用する場合を含む。）、法第五十六条第一項（法第五十四条第一項（法第五十六条の二第二項において準用する場合を含む。）、法第六十六条第五項、法第八十六条第一項（法第百十八条の十において準用する場合を含む。）、法第百条第一項（法第百十八条の三十第二項において準用する場合を含む。）、法第百十三条（法第百十八条の三十第二項において準用する場合を含む。）、法第百十七条第一項若しくは第二項（これらの規定を法第百十八条の二十第一項、法第百二十四条の二第三項又は法第百二十五条の二第五項の公告は、官報、公報その他所定の手段により行わなければならない。

2～4　［同上］

5　都道府県知事、市長、施行者又は事業代行者は、法第七条の五第二項、法第七条の十七第八項、法第五十条の十二第二項において準用する法第五十条の八第一項、法第六十六条第五項、法第百条、法第百十三条（法第百十八条の三十第二項において準用する場合を含む。）、法第百十七条第一項若しくは第二項（これらの規定を法第百十八条の二十第一項、法第百二十四条の二第三項の施行地区内の適当な場所に、その公告をした日から起算して十日間掲示しなければならない。

［様式を加える。］